

草創期における銀行制度の導入と その進化におけるソーシャル・キャピタルの醸成

戸 井 佳 奈 子

The Establishment of the Banking System in the Pre-modern Era and
the Building of Social Capital under its Development

Kanako Tori

要 旨

本稿では、江戸時代から明治・大正時代において、銀行という仕組みがどのように我が国に埋め込まれていったのかを、信用・信頼の維持という視点から分析した。江戸時代においては、部分的、個人的、主体的な契約によって信用・信頼が維持されるのに対し、明治・大正時代においては、社会的なルールを国家が導入することにより、構造的に信用・信頼の維持をはかるという方向に移行していったこと、しかし、その信用・信頼を維持する執行メカニズムという点においては、国家による強制的な統制というよりは自生的な面も強かったこと、さらには、国民が新たな価値観のもとで新たな制度を受け入れるためには、教育も重要な要素の一つであることを明らかにした。

キーワード：信頼、信用、構造的、非構造的、ソーシャル・キャピタル

は じ め に

日本に銀行という西洋の金融の仕組みが導入されたのは明治時代である。それ以前の江戸時代においては、現代の銀行と類似した業務を行っていた両替商が存在していた。しかし、異なる仕組みを、初期条件の異なる国に埋め込み、その仕組みが、その国の人々に利用されるようになることは容易なことではない。では、両替商から銀行という新たな金融の仕組みへの移行は、いかにして行われたのか。

金融のシステムや制度は、その国の人々が金融サービスを提供する機関を選択するとともに、産業や国民生活に必要な金融サービスを提供する仕組みと、その社会が有する倫理・ルール・エチケットや、その社会に属する人々が共有する文化ともいえる価値観・宗教などをともなって形成されている社会・文化メタシステムにおいて、それらの要素が欠如しないために、社会システムの潤滑剤である信用・信頼を社会的に維持しようとした結果、形成されたものである¹⁾。そうであるならば、両替商が活躍した江戸時代は、どのように信用・信頼の維持がはかられ、そして、明治・大正時代には、銀行という仕組みの導入にあたり、信用・信頼の維持活動はいかに変化していったのかを明らかにする必要がある。また、その際、政府は、どのように行動したの

か。さらには、どのような要素が整えば、信用・信頼が醸成されたのかも、本論文において明らかにしてみたい。

本論文の構成は、以下の通りである。まず第1章では、江戸時代における信用・信頼の維持活動について見る。第2章では、銀行という仕組みが日本の中に埋め込まれた明治時代及び大正時代における信用・信頼の維持活動について見る。第3章では、信用・信頼を維持するための行動パターンについて整理する。最後に簡単なまとめを行う。

I. 江戸時代における信用・信頼維持活動

1. 両替商との取引

現在の大手銀行グループの源流でもある両替商は、当時、金、銀、銭相互の交換取引や、売買、為替、預金、貸付、手形の振替等の機能を有し、今日の銀行に類似した業務を行っていた。両替商は数多く存在し、それらは担当業務が割り当てられ組織的に構成されていた。例えば、大阪の両替商の例を挙げると、両替商は、十人両替・本両替・銭両替・南両替・米方両替に分けられ、中でも十人両替は、両替商の中から大阪町奉行によって選抜された十軒の両替商であり、幕府公金に関する出納業務、両替商仲間における統括・監督、金銀売買相場を支配し、一般両替業務、ならびに、幕府・諸藩への貸付けを取り扱っていたとされる²⁾。金銭の両替や金銀の相場立に加え、預金や手形の振出・融通・為替を行っていたのは本両替であり、本両替の中でも、大きな資力を有するものは、幕府や諸藩の金融機関の役割をしたとされる²⁾。

両替商の取引相手としては、預託側は商人や武家であり、貸出先は諸大名や商人であった。それらの取引行動は、社会全体で見れば、選択的・部分的な契約によって行われていたと言える。また、貸し手としての両替商は、上記に述べたような組織力、選抜制度、幕府との関係から、借り手からは高い信頼を得ていたと考えられる。さらに、貸し手や借り手を、商人、武家、諸大名に限ることで、質や基準も維持されていた。

このように見てくると、江戸時代の両替商との取引において信用・信頼の維持をはかる活動は、その社会に定着しているルールによって構造的に行われるというのではなく、金融取引を信用・信頼関係が存在しやすい小集団で行ったり、質や基準を職業や幕府との関係で表示し信用がおけることを自ら示すという非構造的な行動パターンによって行われていたと考えられる。加えて、上記のような取引における信用・信頼を維持させるための執行メカニズムとしては、目的や手段が正当であるかを判断するインフォーマルな制度として、名声や評判というものが機能していたと考えられる。

2. 金融の不確実性に対する対応

市場の調整方式という点からは、未だ資源配分というレベルに達していたと思えないが、非構造的な行動パターンのもとで、金融特有の不確実性にどのように対処していたのであろうか。

両替商との取引においては、商人と両替商、武家と両替商、大名と両替商という二者間における信頼関係に重さが置かれ、そこにおいて組織が、市場参加者の特有の行動から発生する問題をフィードバックし、モラルハザード的行為、投機的な行為、詐欺的な行為など金融市場に特有の不確実性の問題を解決していたと考えられる。第一銀行八十年史編纂室 [1957] によると、諸大名や商人への貸出においては、両者とも信用貸しであったが、前者は、収穫されるお米や諸藩の

売却代金の引当により、後者は、信用力の調査等により信頼を維持し、そして一度関係が構築されると長期にその関係は維持されていたとされる²⁾。長期関係を維持することで情報生産コスト削減を行っていたのである。

また、金融市場における不確実性には、取引の相手方が取引を事後的に否定するケース、約束していた内容を変更するケースなどもある。これらについては、第一銀行八十年史編纂室〔1957〕、大久保・鹿野〔1996〕によると、両替商は、商家や武家などの得意先から金銀などの預託を受けていたが、その場合には、証人を立てて証文を取っていたとされ²⁾、一方、預託する側においては、その目的は、利殖のためではなく、保管をすることに加え、商人が両替商から高い信用を得ていることを対外的に示すものでもあったとされるため³⁾、取引を事後的に否定するケースや約束内容の変更ということを心配する必要はなかったと考えられる。このように両替商の信頼性が高い背景には、両替商は、名立たる大商人から発したものであったため、潤沢な余資を抱え、貸付等の原資としての預金を吸収する必要はなかったとされる⁴⁾ ことに関係しているであろう。

取引における貨幣への信頼という面では、例えば金貨においては、江戸時代には、江戸（本局）や佐渡・京都・駿河（出張所）に、金貨の鑄造ならびに発行を幕府から請け負った機関として金座が存在していた。日本銀行金融研究所〔1999〕によると、金座は、御金改役を長として、試金石で金の品位を鑑定するなど金に関する全ての事項をつかさどる後藤役所、地銀の製造を行う金座人役所、金座人役所で製造された地銀を貨幣に製造する吹所という組織で構成されており、金座の警備も厳しく、金座に出入りするには、鑑札の提示が必要とされたとされる。また、金貨が貨幣であることを保証するために、光次等の極印が打たれていたほか、小判の表面には、槌目と呼ばれる模様をつけられ、その小判に薬品を塗り火にかけることで色揚げがされ、その上で検査を行い、小判100枚を包紙で包み封印し、その上に表書きがされていたと言われる⁵⁾。このように江戸時代の貨幣の鑄造は極めて高い技術を有していたと考えられる。銀座についても、同様に組織的に運営されていたとされる⁶⁾。

金座からの市中への流通業務を担ったのが両替商である。文政金貨の市中への流通について、大塚〔1999〕は、金座から発送された金貨は、金銀の引替えに携わる大商人ないしはそのグループが受け取り、それは、両替商のグループである組合メンバーに割当てられる仕組みとなっており、旧貨の回収においては、組合メンバーで両掛屋ないし掛屋が旧貨の包封を改め、それを金銀の引替えに携わる大商人ないしはそのグループに上納される仕組みとなっていたと述べている。したがって、両替商が扱う貨幣への信頼性は極めて高かったと思われる。

II. 明治・大正時代における信用・信頼維持活動

明治時代は、文明の衝突、グローバル化によって、社会の仕組み・価値観・倫理等が変化した。金融においても、こうした社会のシステムや制度に変革をもたらす外生的要因が、金融システムの根底にある社会・文化メタシステムに影響を与え、システム・制度の生成のあり方が大きく変化していくことになる。以下では、銀行という金融サービスが提供される仕組みの埋め込みがどのようになされ、人々はそれをどのように受け止め、政府はどのように対処していったのかを見る。

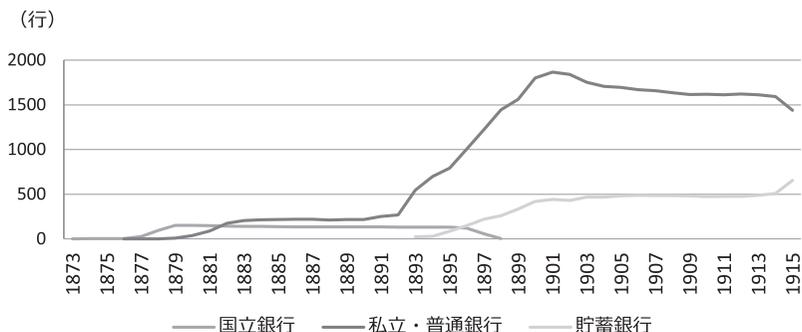
1. 銀行という仕組みの導入

1869年（明治2年）、維新政府により為替会社が設立される。しかし、当時の経済情勢に加え、政府当局や民間人の近代銀行に対する理解も十分ではなかったことにより、為替会社は設立間もなく立ち行かなくなる²⁾。その後の銀行設立・運営に大きく係わった渋沢は、為替会社の経営について、回顧談にて「…何分新事業ではあり、管理の人も其事に暗い所から、常に損毛が多くて、終に衰頽に及んだに依て……旧来卑屈の風がまだ一掃せぬから、在官の人に対する時には、只併平身低頭して、敬礼を尽すのみで、学問もなければ気象もなく、新規の工夫とか、事物の改良とかいふことなどは、毛頭思ひも寄らぬ様であるか、…」と述べている²⁾。

1872年（明治5年）、民間需要の増加に応じ、かつ財政の基礎を固めるために、近代的な銀行及び貨幣制度を構築する必要から、「国立銀行条例」が公布され、翌年に、預金、貸付、為替取引に加え、銀行券の発行権も有する銀行として「国立銀行」が登場した。国立銀行条例では、国立銀行以外の銀行が発券機能を有することは認められていなかった。また、国立銀行条例第22条第3節及び大蔵省達第85号では、銀行類似の業を営む会社が、「銀行」という名称を使うことは禁止されていた。

1876年（明治9年）、国立銀行条例で保証されていた銀行券と正貨との兌換が、銀行の営業を困難にしていたことから⁷⁾、国立銀行条例が改正され、銀行券と正貨との兌換が停止されるとともに、資本金の8割相当の公債証書を政府に納付し同額の銀行券の下付を受けることとされた⁸⁾。その結果、銀行設立が容易になり、多くの国立銀行が設立された。図Ⅱ-1は、銀行数の推移を示している。これによると、国立銀行の銀行数は、1876年には5行であったが、翌年の1877年には26行、1878年には95行、1879年には151行となり、銀行設立ブームが生じたことがわかる。また、同年、政府が民間の信用も資力も厚い三井組の銀行創立を許可するとともに、国立銀行条例の改正に伴い、国立銀行条例第22条第3節の銀行名称の使用禁止の制限が削除された。これにより、銀行類似の業を営む会社も私立銀行を創設できるようになった⁹⁾。

私立銀行については、1876年～1878年までは1行であったが、1879年には10行、1880年には39行、1881年には90行、1882年には176行と急激に増加した。また、当時は、実質は銀行であるが銀行の商号を用いていない銀行類似会社も併存し、その数も急激に増加していた。第一銀行八十年史編纂室 [1957]²⁾によると、1879年には162社、翌年の1880年には、274社、1881年には



図Ⅱ-1 銀行数の推移

資料：日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』（1967）

352社、1882年には438社、1883年には699社に増加したとされる。

このように明治初期の段階では、国家が産業や国民生活に必要な金融サービスを提供する金融の仕組みの重要性を認識し、銀行という仕組みを日本の社会に埋め込み、取引ルールとして商号を導入することによって、取引の安全を確保し取引秩序をはかろうとしていたのである。

2. 銀行に対する信認の低さと貨幣への信頼性の確保

では、銀行という仕組みの導入を、人々はどうのように受け止めたのであろうか。寺西〔1892〕が示している民間部門の金融資産構成比の推移（表Ⅱ-1）¹⁰⁾によると、この当時、民間部門が有する資産において、有価証券や現金での保有が預貯金を大きく上回り、特に、1880年代における有価証券が民間部門の資産保有に占める割合は、50%を超えていることがわかる。これは、伊藤〔1995〕が言うように、「銀行は十分に信認されておらず、資金運用を他人に委託することはむしろ危険であり、みずから直接に監視することのできる株式の方が安全なのであった」¹¹⁾ということなのであろう。すなわち、取引ルールとしての商号が導入されても人々は銀行を信認しなかったのである。もちろん、それは銀行の資本金の低さも関係したと考えられるが、この他、銀行への信認への低さに影響してものとしては、小野組の破綻や教育水準の低さが挙げられる。

1873年に政府主導で設立された日本初の「第一国立銀行」の出資者であり、かつ、第一国立銀行の貸出先であり政府の官金出納事務に従事していた三井組・小野組のうち、小野組が1874年（明治7年）に破綻した。続いて、三井組・小野組同様に、政府の官金出納事務を行っていた島田組も破綻した。これは、相場や投機に多くの公金を投じていた中での突然の公金預かり高に対する抵当増額令の発令により、経営危機に陥ったためとされている¹²⁾。小野組の破綻の引き金になったのは抵当増額令の発令ではあったが、その破綻の原因は小野・島田組の放漫経営であった。しかも、小野組は第一国立銀行の大株主であり、そのため第一国立銀行経営を監視する立場にあった。つまり、利益相反の行為であったと言えよう。第一国立銀行の小野組に対する無抵当貸付金（破綻前に同等額の抵当が小野組より入れられた）は、71万5,000円にも達していたとされ、三井組の取締役も三井組が抵当は出していたものの銀行から借り出していたためあえて抗論しなかったとされる²⁾。こうした杜撰な経営を行っていた小野組の経営破綻の影響は、一企業の破綻に止まらず、第一国立銀行の経営危機、ひいては銀行経営や金融に対する信頼低下に繋がったことは想像に難くない。

教育水準の低さについては、先に挙げた渋沢の回顧談にもあるように、当時は十分な学問も受けていない状況であった。図Ⅱ-2に見るように、この当時の義務教育の就学率は、1870年代から上昇しているものの40%程度であった。教育は、何らかの理由により、その社会の中に異なる社会的ルールが制度や慣習として埋め込まれた場合、その文化のもとで新たな意識を形成するた

表Ⅱ-1 民間部門資産構成比（企業間信用を除く）（単位：%）

	現金	預貯金	有価証券		現金	預貯金	有価証券
1874	75.1	1.9	23.0	1896-1900	15.6	26.2	50.2
1875	71.9	1.5	26.6	1901- 05	10.3	30.6	47.1
1876- 80	47.4	2.7	49.9	06- 10	8.0	33.9	43.2
81- 85	29.9	12.4	57.6	11- 15	6.2	33.5	42.6
86- 90	21.6	18.6	57.5	16- 20	4.7	41.0	37.5
91- 95	21.1	20.9	51.7	21- 25	3.5	36.1	41.2

資料：寺西十郎『日本の経済発展と金融』（1982）

め、あるいは、その新たな文化が要求するような行動様式を身に付けるために、役に立つものであるが、このように義務教育の就学率が低い状況では、銀行に対する人々の理解も低いものであったと思われる。

貨幣への信頼性の確保については、1882年（明治15年）に「日本銀行条例」が公布され、日本銀行が設立された。翌年、国立銀行条例が再び改正公布され、国立銀行は、営業期限を開業免許から20年とし、その間に発行紙幣を全額消却させ、その後は私立銀行としての営業を認めることとされた⁸⁾。これにより、貨幣への信頼は、日本銀行に移ることになった。紙幣の製造・印刷技術については、我が国では、江戸時代に既に紙の製造技法や印刷技術が高度に発展し、藩札の流通性を支えていたと言われる¹³⁾、その技術が継承されたと考えられる。

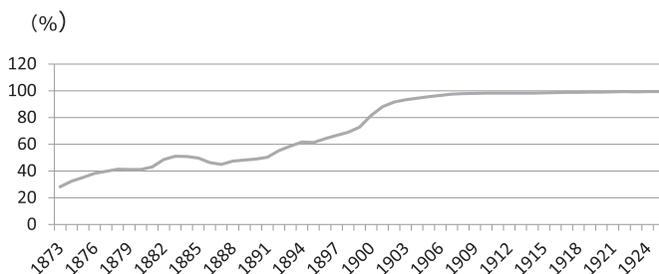


図 II-2 義務教育の就学率

資料：日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』（1967）

3. 銀行条例導入

1893年、銀行条例、及び、貯蓄銀行条例が施行（公布は1890年8月であったが、商法施工の延期に伴い1893年（明治26年）に施行）された。本条例が施行されるまでは、私立銀行や銀行類似会社を法令で律するものはなく人民相互の契約に一任されてきたが、私立銀行や銀行類似会社が増加するに従って、資本金も増大し国の経済にも重大な影響を及ぼすとされ、その取り締まりが求められるようになった^{9,14)}。

表 II-2は、1880年代から銀行条例が施行される前年の1892年までの私立銀行数の増減を示している。これによれば、1880年代以降に多くの私立銀行が新設されたことがわかる。また、それに伴い、閉店する銀行もあり、1884年以降は、少ない年でも5行、多い年には13行が破綻した。

銀行類似会社については、1882年（明治15年）に銀行類似会社請願拒否の権限が大蔵省に統一され、さらに、銀行類似会社は、銀行事業の全部またはその一部を専業とするものに限ると定義され、銀行類似会社の中には普通銀行に専業するものもあったが、廃業する会社もあり、その後、銀行類似会社の営業も経済に少なからず影響を与えるようになっていった。

銀行条例では、証券の割引、為替事業、預金、貸付の営業を行う店舗を全て銀行と定め（第1条）、銀行事業を行うに当たっては、地方長官を経て大蔵大臣の認可を受けることとされた（第2条）。また、半年ごとに営業報告書を大蔵大臣に送付し、財産目録・貸借対照表を公告する義務を負い、大蔵大臣は官吏を通して銀行の業務及び財産の状況を検査することとされた（第3条、第4条、第8条）。さらに、貸付及び割引に関する制限も設けられた（第5条）¹⁴⁾。これらの条例は、英国の銀行制度に倣い、商業銀行主義に則ったものであった。

表Ⅱ-2 私立銀行数の増減 (単位：行)

	新設	閉店	合併		新設	閉店	合併
1880	29	-	-	1887	11	12	-
1881	47	-	-	1888	25	11	2
1882	80	1	-	1889	31	6	-
1883	35	-	-	1890	24	7	-
1884	20	5	1	1891	31	9	-
1885	14	10	-	1892	43	13	-
1886	11	9	-				

資料：大蔵省編『明治大正財政史 第十四巻』（1957a）

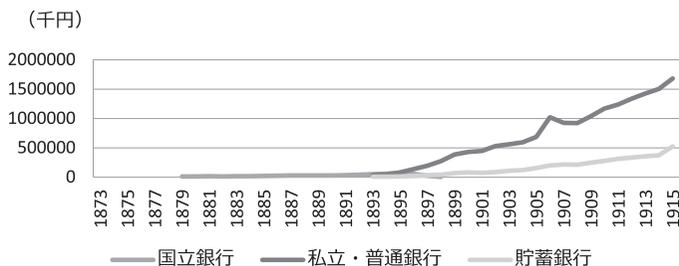
このように、銀行の営業が制限され監督がなされ、銀行には営業状況の報告書提出義務が課されることになったのは、銀行業務の特殊性からであると言われる。当時の大蔵大臣であった松方正義は、銀行の性質は商社とは異なり、預金を受け入れ巨額の資本を運用し、その成果は経済に大きく影響し、株主や債権者を不測の事態に陥らせる可能性があることから、その事業の性質を明確にし、種々の規定を設け、制裁を要するために、銀行法を公布したと述べたとされる¹³⁾。

銀行という仕組みを社会的に維持するために、自由・平等を指導理念とする私法である商法とは別に、国家が一方的に命令・服従を強いる銀行条例を設けたことにより、我が国における信用・信頼を維持する行動パターンがここから変わり始める。

4. 銀行に対する信認の増大と執行メカニズムの整備

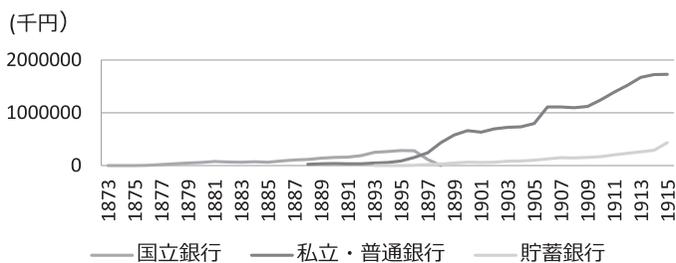
銀行条例制定後、日清戦争の影響や国立銀行の営業期間満了に伴う普通銀行への変更等もあり、普通銀行数は増大した。先の図Ⅱ-1によると、普通銀行数は1901年（明治34年）には1867行となり、銀行条例制定時と比較すると3倍強増加した。また、図Ⅱ-3、図Ⅱ-4によって預金額及び貸出額を見ても、銀行条例、及び、貯蓄銀行条例が制定された1893年（明治26年）以降に、普通銀行や貯蓄銀行の預金額及び貸出額が、急激に増加していることがわかる。普通銀行の預金額は、1895年には前年の76%増加している。また、寺西 [1982]、伊藤 [1995] が述べているように、銀行の資金も、1900年頃までは資本金と日本銀行信用や政治資金による借入れに依存していたが、この時期の後、人々の経常貯蓄を資金の源泉とした預金銀行という形になっていったとされる^{10,11)}。表Ⅱ-3に示すように、1900年前後から所得も増加し、それに伴い貯蓄可能額も増加している。しかし、1893年後間もなく預金額が増加したのは、所得の増加によるものではなく、銀行条例の制定によって、社会全体で銀行の仕組みを利用するインセンティブが高まり、多くの人々が利用すれば利用するほど、その社会の人々はその行動パターンに従うといった戦略的補完性が存在したためと言える。まさに、信用・信頼の維持活動において、構造的な行動パターンがここに埋め込まれたのである。しかしながら、銀行数は増加したものの資本金が少ない銀行が多く存在していたこともあり、1901年（明治34年）には、大阪を中心として金融恐慌が生じた。

では、資本金の少ない弱小銀行増加の動きに対し、政策当局はどのような動きをしたのであろうか。1896年（明治29年）には、商法規定の合併手続きに除外例を設け、銀行の合併手続きを簡易に行えるようにして、弱小銀行の合併合同を奨励したとされる。また、1901年（明治34年）には、大蔵次官または理財局長の通達により、銀行の新設制限を内達し、基盤の弱い銀行の設立を防ごうとしたとされる⁹⁾。銀行合併法については、1900年（明治33年）に一度廃止され、商法会社編の規定に準拠することになるが、1920年（大正9年）に再び一般商法の規定に除外例が設け



図Ⅱ-3 預金額の推移

資料：日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』（1967）



図Ⅱ-4 貸出額の推移

注：預金額については、官公預金額を除いた預金額である。

資料：日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』（1967）

られた。政府は、その後も世界大戦のため経済が未曾有の膨張を發展を遂げる中、銀行の合併を容易にしつつ、新銀行の設立は許可せず、大銀行主義の実現を目指したとされる⁹⁾。

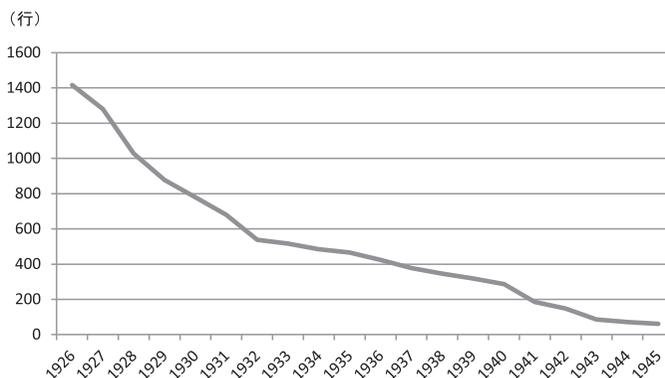
ただし、この時代における銀行数の減少は、図Ⅱ-1、図Ⅱ-5に見るように、1928年（昭和3年）の銀行法制定によって最低資本額が決定された以後の銀行数の減少と比較すると少ない。当時の銀行業者は、他の商工業に比べて危険が少なく利益が多い業であり、かつ、その業務は、高尚であるとされたため、地方の銀行は保守的な資本家によって設立されるケースが多く、しかも、その経営者はその地域の富豪家であり、社会の信望を受けるとなると、敢えて合併をしてそ

表Ⅱ-3 明治時代における所得と消費の推移

(単位：百万円，%)

	国民所得	個人消費	貯蓄可能額	消費性向		国民所得	個人消費	貯蓄可能額	消費性向
1887	935	868	67	92.83	1899	1505	1154	351	76.68
1888	946	879	67	92.92	1900	2039	1255	784	61.55
1889	973	851	122	87.46	1901	2127	1668	459	78.42
1890	923	859	64	93.07	1902	2176	1824	352	83.82
1891	949	865	84	91.15	1903	2619	1850	769	70.64
1892	1023	873	150	85.34	1904	2613	2281	332	87.29
1893	1025	920	105	89.76	1905	2665	2258	407	84.73
1894	1044	969	75	92.82	1906	2798	2280	518	81.49
1895	1046	980	66	93.69	1907	2928	2358	570	80.53
1896	1091	948	143	86.89	1908	3169	2491	678	78.61
1897	1221	1002	219	82.06	1909	3178	2670	508	84.02
1898	1284	1099	185	85.59	1910	3425	2660	765	77.66

資料：日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』（1967）



図Ⅱ-5 昭和における普通銀行数の推移

注：普通銀行には、都市銀行と地方銀行を含む

資料：大蔵省財政史室「昭和財政史 -終戦から講話まで- 第19巻(統計)」(1978)

の地域を失うことは名声を傷つけることになると思う風潮があり、このため、当時の行政上・立法上の積極的方法を講じて、銀行合同の実現を図ろうとしたとされる¹⁴⁾。つまり、昭和3年の銀行法制定によって最低資本額が決定されるまでは、人々の価値観が比較的優先され、特に、明治時代においては、強制的な執行というよりは、自生的な行動に任せるといった面が強かったと思われる。その後、大正、昭和に入り、強制的に統制するという面が強くなっていくことになる。

Ⅲ. 信用・信頼の維持をはかる活動パターン

1. 非構造パターンと構造パターン

以上のように、大まかではあるが、江戸・明治・大正時代の金融取引における信用・信頼の維持をはかる活動を見てみると、信用・信頼の維持をはかる活動には、一時的、部分的、あるいは、個人的、主体的な契約によって行われる非構造的な行動パターンと、その社会に定着しているルールに行われていくという構造的な行動パターンとが存在することがわかる。それらは、一国の金融システムの根底に、またその社会に同時的にかつ補完的に存在しているものであるが、江戸時代においては、非構造的なパターンが中心であり、明治から大正時代にかけては、構造的な行動パターンに移りつつも、信用・信頼を維持するための執行メカニズムは、強制的に統制するというよりはむしろ自生的な面が残っていたように思われる。

結 べ り に

文明の衝突やグローバリゼーションをきっかけに、これまでとは異なる仕組みが、価値観や倫理観が全く異なる土壌に埋め込まれた場合、我々は、その仕組みのもとで新たに信頼や信用というソーシャル・キャピタルを醸成していかなければならない。我々が歴史から学ぶべきものは多い。我が国においても、2000年代以降市場型システムへの転換をはかるために、非構造的な行動パターンのもとで自生的に執行メカニズムが機能するための制度として、証券取引法が金融商品取引法に改正される等、大幅な見直しが行われた。しかしこれまでとは経路の異なる仕組みや制

度がその国に定着し、多くの人々に利用されるようになることは容易なことではない。本稿でも見たように、その場合には、法改正に加え国民のエンパワーメントを可能にするような教育・制度のさらなる構築等を通じて、信頼・信用というソーシャル・キャピタルを醸成していくことが求められる。

引 用 文 献

1. 戸井佳奈子 [2006]『ソーシャル・キャピタルと金融変革』日本評論社。
2. 第一銀行八十年史編纂室 [1957]『第一銀行史 上巻』共同印刷株式会社。
3. 大久保隆・鹿野嘉昭 [1996]「貨幣博物館十周年記念金融研究科「貨幣学 (Numismatics) の方向を探る」報告論文」日本銀行金融研究所『金融研究』第15巻第1号, pp.157-184。
4. 大塚英樹 [1999]「江戸時代における改鋳お歴史とその評価」日本銀行金融研究所『金融研究』第18巻第4号, pp.73-94。
5. 日本銀行金融研究所 [1999]「金座—小判のふるさと」『資料解説編』日本銀行金融研究所『金融研究』第18巻第4号企画展, pp.1-50。
6. 大貫摩里 [1999]「江戸時代の貨幣鑄造機関 (金座, 銀座, 銭座) の組織と役割—金座を中心として」日本銀行金融研究所『金融研究』第18巻第4号, pp.51-72。
7. 一之瀬篤 [1989]「明治9年の国立銀行条例改正と公債」『岡山大学経済学会雑誌』20(4) pp.59-84。
8. 日本銀行金融研究所 [1993]『日本金融年表』日本銀行金融研究所。
9. 大蔵省 編 [1957a]『明治大正財政史 第十四巻 銀行』経済往来社。
10. 寺西十郎 [1892]「序章 金融と経済発展の長期過程」『日本の経済発展と金融』岩波書店 pp.1-29。
11. 伊藤修 [1995]『日本型金融の歴史的構造』東京大学出版会。
12. 三井広報委員会「三井の歴史」: <http://www.mitsui-pr.com/history/meiji/index.html>
13. 日本銀行金融研究所 [1997]「ワークショップ『藩札の資質・印刷技法について』の模様」日本銀行金融研究所『金融研究』第16巻第1号, pp.49-66。
14. 大蔵省 編 [1957b]『明治大正財政史 第十六巻 銀行』経済往来社。

[2017. 9. 28 受理]

コントリビューター：仁井 和彦 教授 (現代ビジネス学科)